

委員会提出決議案第 1 号

議案第 10 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計予算に対する附帯決議

地方自治法第 109 条第 6 項及び山陽小野田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、議案第 10 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者 一般会計予算決算常任委員長 中 村 博 行

議案第10号令和7年度山陽小野田市一般会計予算に対する附帯決議

本市議会は、議案第10号令和7年度山陽小野田市一般会計予算に対し、下記のとおり決議する。

記

1 中学生を取り残さない部活動の地域移行について

中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和8年4月から、休日における学校部活動を地域に移行するよう取組を進めている。

しかしながら、地域クラブ活動の指導者や受入れ団体を十分に確保できておらず、また、将来的に保護者には多大な負担をかけることが想定されるのが現状である。

加えて、学校部活動の指導者で今後も指導を行うことを希望するものが引き続き地域クラブ活動の指導者で在り続けられる制度づくり、地域クラブ活動の指導者となるための支援や指導者としての活動に対する謝金への支援等の制度づくり、地域クラブ活動を行うための施設整備など課題は山積している。

については、地域クラブ活動を通じて文化・スポーツ活動を行うことを希望する中学生が取り残されることがないように、体制を早急に整備することを強く求める。

2 ハロウィンイベントの効果的かつ適切な事業執行について

ハロウィンイベント実施事業では、市のイメージカラーであるオレンジ色と親和性が高く、若者に人気のイベントである「ハロウィン」に着目し、10月頃を中心として各種イベントを実施しており、市民等と協創して事業を実施する中で関係者にシビックプライドが醸成されるなど一定の効果は見られる。

しかしながら、本事業の核心がシティセールスであることを鑑みると、本市の認知度の向上、交流人口・関係人口の増加等の面からは効果的な事業展

開がなされているとは言い難い。

については、市長が提唱する協創やシティセールスの面から本事業の内容や方策を見直し、また、予算については、安易に費消することなく、財源の工夫も含めて検討し、求める効果に対して適切に執行することを強く求める。

3 地域づくり政策アドバイザーの在り方の見直しについて

地域づくり政策アドバイザー設置事業は、地域運営組織推進事業の一環であり、当該アドバイザーが地区運営協議会を継続的にサポートする体制を整備するものである。令和6年9月に本市の全地区で地区運営協議会が形成されたことは、市民の多大な理解の賜物であり、当該アドバイザーのサポートもその一助となっていることは承知している。

しかしながら、地域づくり政策アドバイザーに対して、今後も準備段階と同程度の働きを求めるという事業内容については見直しが必要であると考え

る。については、今年度の本事業に係る予算執行に当たっては、地域づくり政策アドバイザーの在り方を精査し、その実働に応じて、真に必要なものに限りて執行することを強く求める。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会